

スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象

スポーツ庁

日本スポーツ振興センター

参考資料1

→ : 加盟

日本相撲協会
日本野球機構
日本プロサッカーリーグ
等

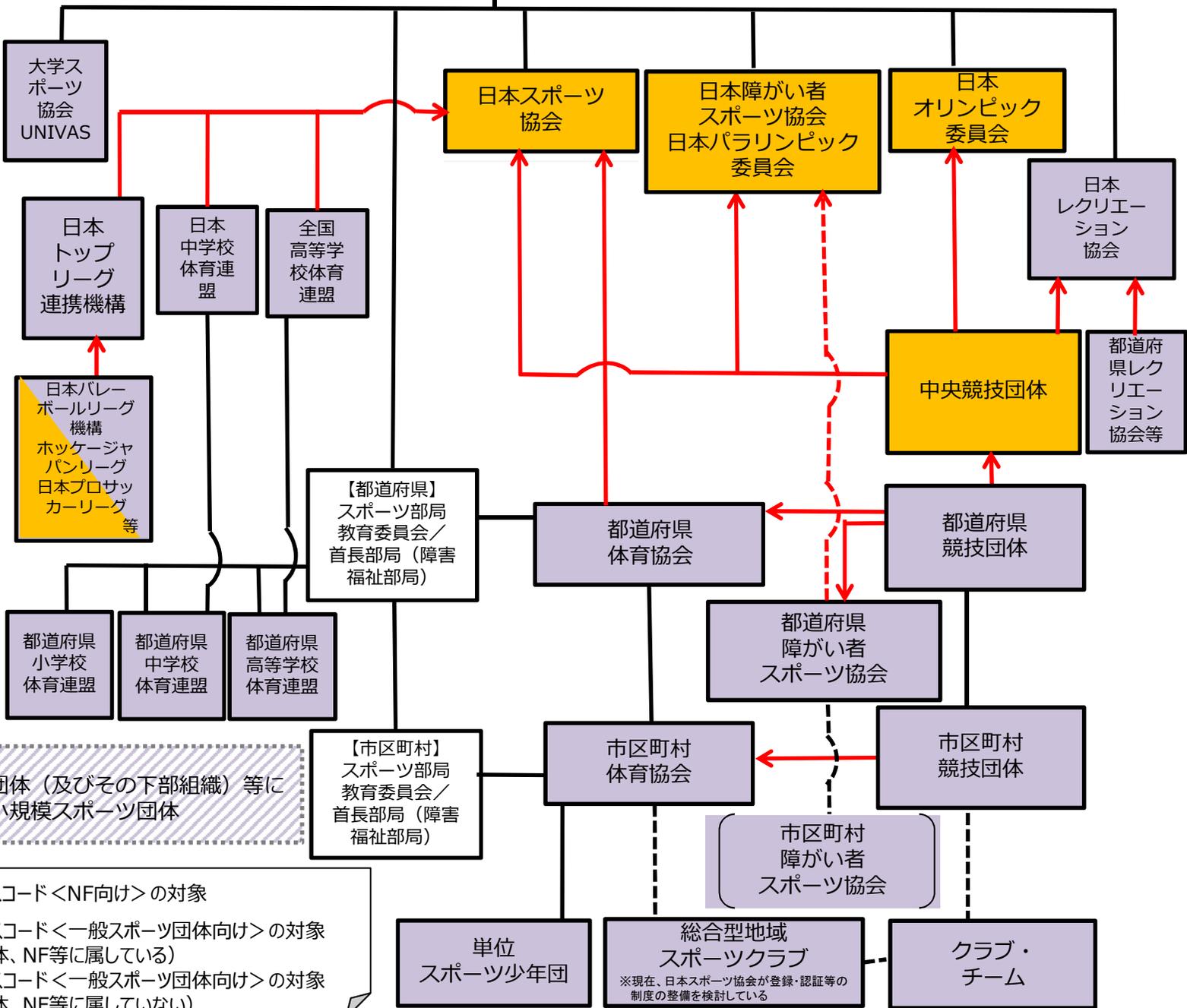
日本プロスポーツ協会

スポーツ庁として「自己説明-公表」を行うよう協力依頼する方向で検討

スポーツ庁として広く「自己説明-公表」を呼びかける（公的助成を受給していない場合、ガバナンスコードが適用されるべきスポーツ団体に該当するかどうかは各団体による自己判断）

中央競技団体や統括団体（及びその下部組織）等に属しない小規模スポーツ団体

- ...ガバナンスコード<NF向け>の対象
- ...ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の対象（統括団体、NF等に属している）
- ...ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の対象（統括団体、NF等に属していない）



出典：『スポーツ白書2017』（笹川スポーツ財団）の図等を参考に作成